

経済財政運営と改革の基本方針2026 及び日本成長戦略等について

経済財政運営と改革の基本方針2026 (抄)

(令和8年7月21日)

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

2. 全世代型社会保障の構築

(攻めの予防医療と疾病対策)

国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できる日本を実現する。「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、肥満症を含む疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に係る関係機関が連携して取り組む。栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し、予防接種、HIVや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病・糖尿病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション、PHRの利活用と情報連携を推進する。**更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」※1の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等を図る※2。**

がん、脳卒中・心臓病その他の循環器病、慢性腎臓病、慢性閉塞性肺疾患、慢性疼痛、難病、アレルギー、依存症、難聴、睡眠障害等の疾病対策や移植医療対策を推進する。

※1：令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

※2：「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」（令和8年5月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議取りまとめ）を踏まえて取組を推進する。

Ⅱ．17の戦略分野における官民投資の促進

（11）創薬・先端医療

⑤ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス

i）重要性

ウェアラブルデバイス等を用いたデジタルヘルスサービスの世界市場規模は現在約70兆円であり、2034年には350兆円規模になるとの予測がある。**健康医療安全保障の観点から、「攻めの予防医療」により国民が生涯にわたり元気に活躍できる社会を実現し、社会保障制度を含めた社会の支え手を確保することが必要**である。また、個人の健康データの情報保護の観点から、セキュリティの確保が必要である。

ii）勝ち筋・方向性

ヘルスケアサービスの効果に係るエビデンス構築による企業・保険者がサービスを選びやすい環境整備やサービス活用のインセンティブ強化など、需給両面で対策に取り組み質の高いサービスの社会実装を進め、中長期的には海外市場に展開する。

iii）主な目標

- ・デジタルヘルスサービスの国内市場を拡大するため、企業・保険者による健康投資額を2025年の約1兆円から2040年までに約2倍に拡大することを目指す。

iv）主な施策

- ・サービス効果のエビデンス構築、一定の質を担保したサービスの明確化、臨床での活用を目指した睡眠等のライフログデータ活用のユースケース創出支援を行う。
- ・地域拠点整備等のスタートアップ支援、女性の健康やがん検診・歯科健診のデータ等の利用基盤整備、国際展開、民間保険のヘルスケアサービス活用を推進する。
- ・健康経営の普及促進、健康経営優良法人制度の評価手法や保険者インセンティブの在り方の検討、データヘルスに基づく効率的・効果的な保健事業の促進を行う。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2026（抄）（令和8年6月25日）

I. 女性の生涯にわたる健康支援

生活の質を高める上でも、また、更なる活躍の場を広げていく上でも、心身の健康を確保できる環境の整備は重要である。健康課題には性差があることから、女性の生涯にわたる健康支援に当たっては、性差に起因する健康課題への対応を一層加速させる必要がある。また、全ての女性が、ライフステージごとの健康課題に向き合いながら、学業、仕事、育児、介護、社会活動等との両立を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要である。こうした取組は、国民の健康寿命の延伸にもつながるものであり、「攻めの予防医療」の観点からも取組を強力に進めていくことが求められる※1。

（略）

女性の生涯にわたる健康を支援するため、「女性の健康総合センター」の機能強化など、更年期世代の女性の健康課題への対応を始めとして、性差に由来する健康課題に対応する医療を推進する。また、若年期からの健康管理等の観点から、学童・思春期から老年期までのライフステージの各段階において、学校・職場・地域などの様々な場における対応を強化する。さらに、中小企業等における健康経営の推進、データヘルスを基盤とした「予防医療モデル」の構築、フェムテックの活用やヘルスケア産業の育成などの取組を進めることにより、また、予防・健康インセンティブの強化を通じて、企業・保険者における健康投資を加速させていく。

※1：「攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議」（令和7年12月24日内閣総理大臣決裁により開催）において議論が重ねられ、令和8年5月25日に論点と取組の方向性が示された。

1. 「女性の健康総合センター」の機能強化、性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

- 女性の健康総合センター等において、AMEDや関係府省などの各種研究事業を活用しながら、医薬品・医療機器の開発も含め女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等を推進するとともに、同センターを始めとするネットワークにおいて、女性の健康に関する科学的エビデンスの創出を強化していくため、データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実させる。【厚生労働省】
- 更年期障害に苦しむ男女や骨粗しょう症、関節リウマチなどによって中高年期の女性に起こる症状を抱える方が、適切な診断を通じ専門的医療にアクセスできるよう、関係学会の協力を得ながら診療領域を横断した考え方に基づいたガイダンスを作成する。また、この考え方を、研修等を通じて医療機関に周知するとともに、更年期世代の女性の健康課題に対応できる医療機関を見える化する方策を検討する。【厚生労働省】
- 女性の健康課題に関するリテラシーを向上させるために、ポータルサイトにおいて科学的根拠に基づく情報提供を推進する。また、女性の健康課題に関する地域の取組を後押しするとともに、心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し、円滑な受診につなげるためのツールの開発・活用を検討する。【厚生労働省】
- 医師養成課程における、性差を考慮した医療に関する教育の充実に向けた検討を行う。【文部科学省】

2. ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進

(1) ライフステージごとのリテラシーの向上と行動変容のための取組

- 学校における児童生徒の発達段階を踏まえた保健指導について、医療関係者等の外部講師の活用を含め充実を図ることにより、生涯にわたり、自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力（ヘルスリテラシー）の基礎を培う。【文部科学省】
- 性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計（ライフデザイン）や将来の健康を考えて健康管理を行うプレコンセプションケアの取組を進めるに当たっては、「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、関係府省が連携の上、教育機関における取組と相補的に進めるとともに、企業においてライフステージに応じた健康課題に関する知識が身に付けられるよう普及啓発を図る※²。【こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- 月経随伴症状等について、学校における適切な理解を促進するとともに、入試において、月経随伴症状等を含む本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由による欠席等については、そのことのみをもって不利に取り扱わないことや、当初予定の試験日程で受験できない場合には、受験機会の確保のため柔軟な対応に努めることなど、関係機関に配慮を促す。【文部科学省】
- 性と健康の相談センター事業において、思春期、不妊症・不育症や基礎疾患への対応を含む妊娠、出産等のライフステージに応じた相談支援等を継続的に実施する。【こども家庭庁】
- 職場健診の標準的な問診票に、女性特有の健康課題に関する質問が追加されたことを踏まえ、事業者や健診実施機関に対して、女性特有の健康課題に係る問診の実施を働き掛け、その結果を受けた職場環境の整備について周知・支援を行うとともに、受診者に対して、健診実施機関による問診結果を踏まえた必要な情報提供や専門医への受診勧奨等を推進する。【厚生労働省】

※2：我が国のプレコンセプションケアの概念は、WHOの定義より広い独自のものであることに留意する。また、こどもに関しては、長期的な健康管理を見据えながら、「こどもの心身の健康」に関する取組の一環として、発達段階に応じて必要な取組を実施する。

- 働き方にかかわらず、全ての労働者が最大のパフォーマンスを発揮できるよう、メンタルヘルス対策を含む労働者の健康確保を推進していく。【厚生労働省】
- 令和7年に改正された女性活躍推進法を踏まえ、職場における女性の健康支援に係る取組が進むよう、職場におけるヘルスリテラシー向上のための取組など一般事業主行動計画に位置付けた取組の促進、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度等を設けているなど積極的に女性の健康課題に対する取組を行っている企業を評価する仕組みである「えるぼしプラス」認定の取得促進、ホームページ等による企業の事例の周知等を図る。【厚生労働省】
- 母子健康手帳のデジタル化や記載内容を充実させることなどを通じ、全ての妊産婦が自らの健康状況に目を向けるための環境整備について検討する。妊婦健診等における指導に基づき、個々の妊産婦の状況に応じた母性健康管理措置等が行われるよう、企業や女性労働者への周知徹底等を図る。また、産後ケア事業の質の向上・量の拡大を図る。【こども家庭庁、厚生労働省】
- 骨粗しょう症検診や子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率及び精密検査の受診率の向上を図ることに加え、特定健診について休日・夜間実施の促進や受診勧奨の好事例の横展開等、市町村による健診・検診の受診率向上のための取組を進める。【厚生労働省】
- 更年期障害に苦しむ男女や骨粗しょう症、関節リウマチなどによって中高年期の女性に起こる症状を抱える方が、適切な診断を通じ専門的医療にアクセスできるよう、関係学会の協力を得ながら診療領域を横断した考え方に基づいたガイダンスを作成する。また、この考え方を、研修等を通じて、医療機関に周知する。【厚生労働省】（再掲）
- 男性と比較した運動・スポーツ実施率の低さや、30代から40代女性の体力低下傾向を踏まえ、女性の運動・スポーツへの参加を促すため、女性向けの運動・スポーツプログラムを推進し、「健康インフラ」を構築するとともに、女性の運動・スポーツ実施の重要性に関する社会全体の理解増進を図る。また、女性アスリートの妊産期、産後支援を含む健康課題等の解決に向けた取組を推進する。【文部科学省】

（２）性差に由来する健康課題に対応するための研究開発の推進

- バイオバンクにおけるゲノム・オミックス情報や臨床情報等の充実により、女性の健康や性差に関する研究開発基盤を強化する。【文部科学省】
- 性差を考慮した研究提案に関して、疾病における性差の状況を含め研究者の性差に対する認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、AMEDの研究事業において、研究提案書の記載や評価における性差考慮に係る統一的なルール策定や、性差に由来する健康・医療上の課題に関する研究公募枠の充実等に取り組む。【内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】
- 働く女性の健康領域について、国内外の研究を体系的に収集・評価して有効性等の根拠と推奨を示した医学会による指針の作成過程で明らかとなったエビデンス不足領域に対し、重点的に研究開発を推進する。また、当該指針も参考にした科学的根拠に加え、費用対効果等の経済的根拠を備えたサービスの開発と社会実装を後押しし、エビデンス創出と指針の更新・拡充、社会実装が相互に高まる好循環を目指す。【経済産業省】

3. 企業・保険者等における対応の推進

(1) 予防・健康インセンティブを通じた、企業・保険者における健康投資の加速

- データの集積・活用の推進を通じて、A Iによる健康課題の分析や効果的な保健事業の選択肢の提示等を可能とする「予防医療モデル」の発展・精度向上を図るとともに、データヘルスを基盤とした当該モデルを活用した保険者による予防・健康づくりの成果創出を促すため、保険者へのインセンティブの在り方を検討し、あわせて事業主が保険者と連携して社員の健康づくりを行う仕組みであるコラボヘルスを強化する。【厚生労働省】

(2) 地域の関係者との連携を通じた、中小企業における健康経営、女性の健康課題対策の強化

- 自治体や地域の経営支援機関と健康づくり支援機関の連携強化により、中小企業における女性の健康課題を含む健康経営の取組を支援するとともに、引き続き企業や経営支援機関を対象とした女性の健康サポートデスクを設置し、フェムテックの活用や中小企業における女性の健康課題を含む健康経営への取組をより促進する。また、健康経営優良法人の認定を受けた中小企業に対する補助金についての加点措置のインセンティブを実施する。さらに、地域で健康経営コンサルティング等を行っている民間事業者を活用し、地域の課題に応じた健康経営の推進を図る。【経済産業省】

(3) 多様なニーズに対応したヘルスケア産業の創出・振興

- 科学的根拠に基づくヘルスケアサービスの社会実装を加速するため、フェムテック分野等において、アカデミアを中心とした予防・健康づくりに対する効果のエビデンス構築のための研究を支援するとともに、エビデンスに基づくサービス開発を行う事業者に対する支援を実施する。【経済産業省】
- P H R (Personal Health Record) の利活用の推進を図るため、相互運用性や情報セキュリティを確保したデータ流通基盤の設計・開発を進めるとともに、地域の医療機関・薬局・介護事業所・健診機関等の関係者と、当該基盤を活用したP H R活用のフィールド実証を実施する。【総務省】